

質 疑 回 答 書 (設 計 図 書 関 連)

業務番号 8-建委-1

業 務 名 木津駅東道路新設事業詳細設計業務

回答日 令和8年6月12日

木津川市総務部指導検査課

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	設計業務特記仕様書 第7条（道路詳細設計）2. において、軟弱地盤対策工の検討、法面安定解析が記載されておりますが、業務委託料内訳書には記載がございません。こちらは変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	軟弱地盤対策工の検討及び法面安定解析については現段階で要否が確定していない為、当初には見込んでおりません。業務の適正な履行において必要と判断される場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。
2	<委託設計書> 平面交差点予備設計の作業項目は「交差点容量・路面表示」「設計図」「協議資料作成」「照査」「報告書作成」となっています。通常、本線設計と併せて発注の場合でも「設計計画」「平面縦断設計」「横断設計」「数量計算」等の項目は計上されるかと思いますが、今回は方針に変更なし（未計上）でしょうか	公安委員会との交差点協議に必要な資料作成に関わる作業を想定しています。
3	<特記仕様書> 道路設計 第7条（道路詳細設計）2. 設計検討「1）軟弱地盤対策工の検討」「2）法面安定解析」については、青本【設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査編 5-5解析】等により業務進捗の中で別途変更（増工）予定との認識でよろしいでしょうか	軟弱地盤対策工の検討及び法面安定解析については現段階で要否が確定していない為、当初には見込んでおりません。業務の適正な履行において必要と判断される場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。
4	・特記仕様書「第7条2.1）軟弱地盤対策工の検討」は、『軟弱地盤技術解析業務』にあたる内容かと思われますが、設計変更の対象となりますか？	軟弱地盤対策工の検討については現段階で要否が確定していない為、当初には見込んでおりません。業務の適正な履行において必要と判断される場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。

5	・特記仕様書「第7条2.2)法面安定解析」は、『一般構造物設計-法面工』にあたる内容かと思われますが、設計変更の対象となりますか？	法面安定解析については現段階で要否が確定していない為、当初には見込んでおりません。業務の適正な履行において必要と判断される場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。
6	・履行期間について、関係機関協議の進捗状況などにより、履行期間内での完了が困難となった場合は、履行期間延期は可能でしょうか？	履行期間内の業務遂行をお願いします。但し、受注者の責めによらず、協議等に日数を要する場合は、協議のうえ履行期間または設計変更を検討します。
7	概略設計と地質調査の報告書が貸与資料となっていますが、道路予備設計(A)に相当する線形検討は実施済みでしょうか。実施されている場合は、平面図および縦横断図を貸与いただけるのでしょうか。	線形検討は実施済みであり、平面図および縦横断図も貸与します。
8	設計業務特記仕様書に記載される「軟弱地盤対策工の検討」は、解析断面等決定後に設計項目の追加変更と考えてよろしいでしょうか。 なお、道路詳細設計に含まれているとされる場合、該当する項目をご教示ください。	軟弱地盤対策工の検討については現段階で要否が確定していない為、当初には見込んでおりません。業務の適正な履行において必要と判断される場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。
9	設計業務特記仕様書に記載される「法面安定解析」は、解析断面等決定後に設計項目の追加変更と考えてよろしいでしょうか。 なお、道路詳細設計に含まれているとされる場合、該当する項目をご教示ください。	法面安定解析については現段階で要否が確定していない為、当初には見込んでおりません。業務の適正な履行において必要と判断される場合は、協議のうえ設計変更の対象とします。
以下余白。		